

【支援制度の趣旨】

博士後期課程学生特別支援制度は、本研究科の後期3年の課程（以降、後期課程という）に進学又は編入学し、かつ、日本学術振興会特別研究員および次世代研究者挑戦的研究プロジェクト（新 SPRING 事業）への申請を行う予定のある学生について、博士研究に専念できる環境を支援することを目的としたものです。

本制度に採用された学生は、後期課程に進学又は編入学後に研究活動に従事することによって、最長3年間、所定の給与を支給します。

【対象者】

以下 1)～3) のいずれにも該当する者を対象とします。

- 1) 2024年度中または2025年度中に情報科学研究科／後期課程の入学試験（進学・編入学試験）に合格し、2026年4月1日現在で情報科学研究科後期3年の課程に在学する者。
＜2024年10月入学も含まれます。＞
- 2) 2026年度採用分・日本学術振興会特別研究員および次世代研究者挑戦的研究プロジェクト（新 SPRING 事業）へ本研究科の教員を指導教員として応募をする者。また、採用されなかった場合、採用されるまで応募する者。
＜日本学術振興会特別研究員の募集要項発表は例年3月頃です。＞
- 3) 本研究科の後期課程への進学（入学）を目指しており、博士の学位を標準修業年限内（3年）で取得する意欲のある者。

【採用人数】

年間若干名 程度（毎年の予算状況等により、採用人数は異なります。）

【支援金額（給与）・採用形態について】

採用者は、東北大学規定にもとづき「リサーチ・アシスタント」として雇用されます。

時給単価は1,600円(2024年10月現在)とし、勤務実績により毎月の支給金額が変動しますが、毎月および年間の給与額は以下を予定しています。

週14時間勤務：月額：約9万円 年間：約109万円

(注1) 支援金額は給与所得となり、各自確定申告が必要です。また、その他のアルバイト等の報酬も加えて、年間所得金額が103万円を超える場合は所得税法上保護者等の被扶養者にはなれません。

(注2) 「国立大学法人東北大学時間雇用職員就業規則 第2章 第6条の3」のもとで、本学における TA,RA,AA 等の雇用の上限は原則として通算5年以内です。

過去に上述の意味でその期間が通算5年に達する場合、本制度の支援が受けられない場合があります。

【支援期間】

原則的に、1年（12ヶ月）としますが、1年後（12ヶ月後）の学修成果をふまえ最長3年（36ヶ月）まで継続できます。

ただし、博士の学位を取得し後期課程を修了した場合にはその時点で支援は修了します。

【支援開始時期】

2026年4月から「リサーチ・アシスタント」として採用され、勤務実績により翌月に給与（支援金額）が指定口座へ振り込まれます。

【申請方法】

本制度による支援を希望する者は、成績証明書（前期2年の課程のもの）のPDFファイルを添えて以下のGoogle formから申請してください。

※指導教員の下承を得たうえで申請すること。

申請〆切：2024年12月9日（月）正午

Google Form：<https://forms.gle/MDD21Sr1ziQ3izBN6>

※申請期間後の差し替え等は一切認めません。

※このGoogle Formは「博士後期課程学生特別支援制度」および「グローバル萩奨学金制度」の共通の申請フォームです。

※両方の応募要件を満たしている場合、このGoogle formから2つの奨学金に申し込むことが可能です。

※併給はできません。支援期間が重複する場合は、どちらかを辞退する必要があります。

【選考及び採用者の決定】

1) 選考

選考は、本研究科が組織する選考委員会において書類選考により行い、必要に応じて面接を行います。

2) 採用者の決定

選考の結果は、2025年1月末日までに申請者へ通知します。

【採用者の義務等】

- 1) 本制度に応募する者は、2026年度採用分・日本学術振興会特別研究員および次世代研究者挑戦的研究プロジェクト（新SPRING事業）へ本研究科教員を指導教員として申請しなければなりません。
- 2) 本制度に採用された者は、日本学術振興会特別研究員に採用されるまで申請しなければなりません。
- 3) 上記1)～2)を満たさない場合には、本制度への採用は取り消される場合があります。
- 4) 日本学術振興会特別研究員、東北大学学際高等研究教育院博士研究教育院生、次世代研究者挑戦的研究プロジェクト（新SPRING事業）、その他同等の制度に採用された場合、本制度による支援は行いません。
- 5) 本研究科が実施する博士課程（後期）学生支援事業におけるリサーチ・アシスタントへの応募は出来ません。
- 6) 本制度による支援を辞退する場合には、速やかに届け出なければなりません（例：重複受給出来ない他の支援制度を受給することになった等）。
- 7) その他、採用者に特別の事由が生じた場合は、その取り扱いについて教務委員会において判断します。

2024年11月

東北大学 情報科学研究科 教務係
〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3-09
TEL 022-795-5814 FAX 022-795-5815
mail:is-kyom@grp.tohoku.ac.jp